

# 会計課基本方針



## 基本方針

市民の皆様が納められた税金や各種手数料などの現金を適正に管理するため、法令や予算に照らして適正で効率的な会計事務の推進に努めます。



## 3つの目標と行動

### 1 適正な会計事務の執行

- (1) 適正な会計事務を行います。
  - ・現金及び物品の出納と保管
  - ・審査及び支払事務
- (2) 適正な事務処理の指導を行います。
  - ・会計事務研修の実施
  - ・不適正な事務処理事例の情報共有
- (3) 現金や物品の取扱事務を検査します。
  - ・市の職員（現金出納員、物品出納員など）
  - ・収納機関（指定金融機関、収納代理金融機関、コンビニエンスストアなど）

### 2 正確で安定した会計事務の推進

- (1) 財務会計システムの安定した稼働を確保します。
  - ・関連する他のシステムとの調整
  - ・障害が起きた場合の迅速な対応
- (2) 会計事務担当者の育成を行います。
  - ・専門機関による外部研修の受講
  - ・北海道会計管理者会による研究会への参加

### 3 会計事務効率化の推進

- (1) 新たな財務会計システムを構築し、稼働します。
  - ・会計事務の電子決裁、ペーパーレス化の推進
- (2) RPA※などの先進技術の活用の可能性を研究します。

※RPAとは、(Robotic Process Automation) ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、ルールエンジンやAI（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念

SDGs :

